

諮問日：平成30年3月20日（平成29年度（情）諮問第21号）

答申日：平成30年8月24日（平成30年度（情）答申第5号）

件名：東京高等裁判所におけるシステムを用いた閲覧台の導入の経緯が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京高等裁判所に設置している閲覧台のシステム導入の経緯が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年1月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

現にシステムを用いた閲覧台を運用しているのであるから、導入の成り行きに関する文書が何も存在しないというのは不合理である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、開廷情報ディスプレイを導入する意思決定に関する文書と解されるところ、東京高等裁判所の説明によれば、開廷情報ディスプレイの導入に至った経緯は、以下のとおりである。

東京高等裁判所では、従前、来庁者が当日の開廷予定を閲覧することができるよう、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎1階の東側及び西側ロビーに開廷表の写しを紙媒体で備え置いていたが、事件の検索に時間を要して順番待ち

が発生するなど、来庁者に対するサービスとして良好な環境とはいえない状況にあった。そこで、平成29年3月頃、最終決裁権者である東京高等裁判所事務局長が開廷情報を電子化してタブレット端末のディスプレイに表示させる方法を発案し、同事務局長等の幹部職員らにおいて実施に向けて支障がないことを確認し、同年4月中旬頃、同事務局長が口頭で開廷情報ディスプレイ実施の意思決定を行ったものである。

したがって、東京高等裁判所は、上記意思決定の過程において、司法行政文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年3月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月10日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年5月25日 審議
- ⑤ 同年7月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、開廷情報ディスプレイの導入については、最終決裁権者である東京高等裁判所事務局長が発案し、同事務局長等の幹部職員らにおいて実施に向けて支障がないことを確認した上で、同事務局長が口頭で意思決定を行ったとのことであり、当該意思決定の内容に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高等裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人